養育費無料法律相談

「ひとり親になった時に養育費をもらえることを知らなかった…。」

「どのようにして養育費を取得すればいいのかわからない…。」

など、実際は離婚に伴う養育費を取得していない方が多くいらっしゃいます。
こうした悩みを解決するために、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会では
専門知識を有する**弁護士**による無料法律相談をおこなっています。
養育費等に関して少しでもお悩みのある方は、ご相談ください。

～法律相談のご案内～

【相談内容】養育費等に関すること

【対 象 者】千葉県内にお住まいの方
（千葉市・船橋市・柏市を除く※）

【相 談 日】毎月第２土曜日（予約締切日　３日前）

【相談時間】午後１時から４時まで　一人４０分程度

【相談場所】千葉県母子福祉会館
千葉市中央区亥鼻２－１０－９

【相談料金】無料

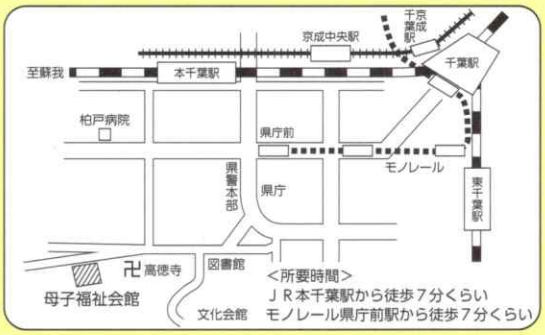

※千葉市、船橋市、柏市の方は独自で
開催している法律相談をご利用ください

① 予約申込・お問い合わせ

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業受託者
一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会　事務局
TEL　０４３－２２２－５８１８
TEL・FAX　０４３－２２５－９１７７
電話受付時間　９時３０分から１６時３０分の間（土日、祝祭日を除く）

② 後日、相談日時等を事務局より連絡します。

☆先着順の受付のため、相談日の予定が定数に達している場合は、
次回以降の相談日になる場合があります。